

市長等の給与減額案について

椿原理事兼企画管理部長が酒気帯び運転容疑で警察に現行犯逮捕されたことを受け、その道義的責任を取るため、下記のとおり市長等の給与の減額について議会へ提案します。

1 減額の内容

- ① 市長 給与月額額の 20% 3 か月
② 副市長 給与月額額の 10% 3 か月

2 施行日 平成 28 年 1 月 1 日

3 教育長の対応

教育長は、地方公務員法上の一般職に属する職員であり、特別職である市長、副市長のように「三木市長等の給与に関する条例」で減額することができないため、教育長からの給与債権の自主的な放棄という形で副市長と同様の減額を行うものとする。

4 参考

(1) 処分の事例

市	不祥事内容	該当職員		市長の処分	
		当時の身分	処分	給料月額額の減額率	期間
島根県出雲市	酒気帯び運転及び物損事故	技師	免職	30%	1か月
富山県高岡市	酒気帯び運転(呼気1ℓあたり0.15mg)及び物損事故	副主幹	免職	10%	3か月

(2) 県内の飲酒運転の懲戒処分を一律免職としていた市のその後の状況

団体名	見直し有・無	見直しの時期	見直しの内容	見直しに至った背景	市長等の処分
加西市	有	H21.11.10～	免職または停職	職員(課長・酒気帯び運転(呼気1ℓあたり0.15mg))が免職の取り消しを求めて提訴し、市が最高裁で敗訴となったため(免職⇒停職9月)	なし
神戸市	有	H22.3.24～	免職または停職	不服申し立てが多かったことと、職員(消防士長・酒気帯び運転(呼気1ℓあたり0.20mg)及び物損事故)が免職の取り消しを求めて提訴し、H22.3に市が敗訴となったため(免職⇒停職6月)	なし